



つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 6 月 4 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第23号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

- 第1章 総則（第1条—第18条）
- 第2章 審査（第19条—第37条）
- 第3章 発言（第38条—第46条）
- 第4章 表決（第47条—第50条）
- 第5章 秘密会（第51条・第52条）
- 第6章 公聴会（第53条—第58条）
- 第7章 参考人（第59条）
- 第8章 委員会の記録（第60条—第62条）
- 第9章 規律（第63条—第65条）
- 第10章 補則（第66条）

」を

「

- 第1章 総則（第1条—第19条）
- 第2章 審査（第20条—第38条）
- 第3章 発言（第39条—第47条）
- 第4章 表決（第48条—第51条）
- 第5章 秘密会（第52条・第53条）
- 第6章 公聴会（第54条—第59条）
- 第7章 参考人（第60条）
- 第8章 委員会の記録（第61条—第63条）
- 第9章 規律（第64条—第66条）
- 第10章 補則（第67条）

」に

改める。

第12条第1項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「、日数を定めて」を「、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第66条を第67条とし、第18条から第65条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（定足数）

第18条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第29条（委員長、副委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のための半数に達しないときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。